

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正規定中「第三十六条の六」を「第三十六条の七」に改める。

第三章の前に見出し及び五条を加える改正規定中「五条を」を「六条を」に改め、同改正規定のうち第三十六条の二ただし書及び第三十六条の三ただし書中「ときは」の下に「、その過重な負担を及ぼす範囲については」を加え、同改正規定のうち第三十六条の五第一項中「指針」の下に「第三十六条の二ただし書及び第三十六条の三ただし書の過重な負担に関する事項を含む。」を加え、同改正規定中第三十六条の六の次に次の一条を加える。

(公表)

第三十六条の七 厚生労働大臣は、第三十四条、第三十五条及び第三十六条の二から第三十六条の四までの規定に違反している事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第八十五条の二を第八十五条の四とし、第四章中第八十五条の次に二条を加える改正規定のうち第八十五

条の二第二項及び第八十五条の三中「第三十六条の六」の下に「第三十六条の七」を加える。

附則第一条中「平成三十年四月一日」を「平成二十六年四月一日」に改め、同条第二号中「五条を」を「六条を」に改める。